



Y住宅販売会社差別事件 第1回確認会



事実を覆い隠そうとするY社に 厳しい言葉を投げる和田献一・中執

終始、隠ぺいに徹する 差別体質があかるみに

昨年11月19日、Y住宅販売会社の和歌山店社員Aから伊都振興局建設部に送付された自社資料内に差別記載が発見されたことについての第1回確認会が8月9日、同和企業センターでひらいた。

Y社本社、和歌山支店長、社員A(差別者)、和歌山支店顧問弁護士など7人が参加。中央本部から和田献一・中執、片岡明幸・

中執、県連から執行委員、各支部代表、県共闘代表のほか、県連顧問弁護士をはじめ、県人権局、県土整備部、伊都振興局、橋本市など、約80人が参加した。確認会では、県連とY社の事前協議であきらかになった「3枚以外の4枚」について、社員Aが差別記載にいたった経緯や意図、差別の情報源を焦点にしぼって話し合った。

問題になった新たな4枚について、これからとくみかはじめまるにもかかわらず「和歌山県建協会の指示で廃棄した」「紙ベースで取り扱いをしているの

で残っていない」「差別記載された地域名は覚えていない」などと隠ぺいする姿勢をとった。また、社員Aの記載にいたった経緯として「以前、担当した同和地区の物件で需要がまったくなかった経験があり、今回の差別記載となった」と具体的に同和地区物件の差別状況が語られた。さらに、同和地区の部分に強調をしめす丸印で囲んでいることについて「そういった意図があった」と回答。さらに、差別情報については「前職時代に聞いたことがある」「インターネットの地図で調べると、物件近くに隣保

館があった」と語った。しかし、和歌山県のホームページは、隣保館ではなく文化会館や住民センターなどの表示で、社員Aの「隣保館」という話に信憑性がまったくないことがわかる。さらに、隠ぺい工作と思われる点に、①和歌山県がおこなった和歌山支店長と社員Aへの確認事項と確認会での話が大きく食い違っていること、②国土交通省の指導をうけてY社が回答した事実と異なっていること、③社員Aが「一身上の都合」でY社を退職すること、④差別事件の全容解明や企業としての改善姿勢をもっていないことが明確になった。

確認会であきらかになったことは、①計7枚の差別記載書類を隠ぺいしようとしている、②社員Aの担当する物件が差別意識によって販売できなかったこと、③他者から「同和地区」を示唆する行為がとられていたことなどである。また、Y社は、全国に100以上の営業所と500人以上の従業員を抱える企業であることや競売物件・中古物件を取り扱うため、土地差別にかかわる調査や各担当者の差別行為は和歌山県内だけではなく、全国的な問題であると位置づけ、今回の差別記載を契機に全容解明をしていく必要がある。

連載 (22)

「吾々は市政といかに闘うか」 オール・ロマンス差別糾弾要項

同連合会が作成した「オール・ロマンス糾弾要項」が「吾々は市政といかに闘うか」と題されているのはこのためであった。当時、同連合会委員長であった朝田善之助によれば、この「糾弾要項」は、主として朝田が述べたところを中川忠次が文章にまとめあげたといわれる。このとき、中川は京都市企画審議室主幹で市政の中枢にいた。京都市連合会の京都市にたいする闘いは、はじめ錦林、竹田、深草、田中、東七条の各部落で個別に進められた。事件に関連して十二月十三日に同連合会は「部落問題解決のための請願書」を京都市会に提出、二十六日には民主統一議員団の梅林信一によって市会での代表質問が行われている。高山義三市長は質問のなかで「差別観念とは正に差別される実態のすなわちその存在の反映に過ぎない」との指摘にたいして「ただいまの言葉の中の差別問題は差別の実在の解消が問題である。私は同感であります。こういった方面を中心といたしまして目下各局長が慎重研究いたしております。いずれその結論が出るかと思っております。そう急いで杜撰な計画は、これは私この際探彩りたくない。根本的にいましておっしゃったような差別される実在、そういった点を十分考えて、それを取り除くという面で考慮したいと思っております」と答えた。これは差別的な生活実態の解消をはかる市政をすすめる公約であった。だが同連合会はこれではこを納めず、一月に入ってから市町糾弾のビラ二万枚を市内に撒き、街頭宣伝活動を行うなど全市民的な闘いを展開してダメ押しにつとめた。この結果、京都市は一九五二年度の同和事業予算を例年の五、六百万から一挙に四千六百万円に増加させ、従来、民生局にまかせてきた同和行政を市の全機構があげて取り組むことに切りかえられた。

(次号につづく)